大阪市告示第1472号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第３項の規定に基づき告示する。

令和８年10月30日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　臨時開館

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 大阪プール 　水泳場(25ﾒｰﾄﾙﾌﾟｰﾙ)	令和８年11月24日（火）	午前９時から 午後９時まで
大阪市立 大阪プール 　アイススケート場	令和８年11月24日（火）	午前６時から 午後11時まで

２　臨時休館

施設名	年　月　日
大阪市立 大阪プール 　アイススケート場	令和８年11月１日（火）から 同月22日（日）まで

３　供用時間の変更

施設名	年　月　日	供用時間
大阪市立 大阪プール 　水泳場(25ﾒｰﾄﾙﾌﾟｰﾙ)	令和８年11月23日（月）	午前９時から 午後７時まで
大阪市立 大阪プール	令和８年11月23日（月）	午後７時から 午後11時まで

アイススケート場	令和８年11月25日（水）から 同月30日（月）まで	午前６時から 午後11時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）